

困ったときは  
米原市消費生活相談窓口へ  
(米原庁舎1階)  
相談専用 ☎52-8088  
受付 平日 9時30分~16時

2012. 5/15

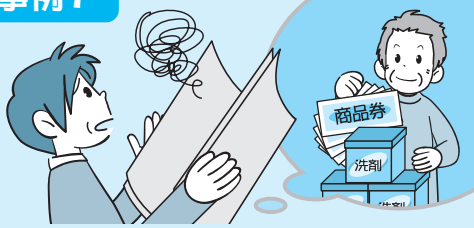
編集  
発行

米原市役所

広報秘書課

## 新聞の定期購読トラブル

### 事例1



「〇〇か月間は新聞定期購読料を無料にします」「今、契約してもらえれば商品券や洗剤をおつけします！」などと言われたので3か月先から1年間の〇〇新聞定期購読契約をしたが、読みにくいので解約したい。

### アドバイス

新聞の定期購読勧誘員が訪問してきた際に、「景品進呈」や「無料」の言葉につられて、ついつい長期の契約や数か月先からの契約をしてしまったという相談が多く見受けられます。

契約書面を受け取った日から8日間はクーリングオフ（理由を問わず一方的に解約）が可能です。書面に契約日・商品名（〇〇新聞）・購読料（月〇〇円）・購読期間（いつからいつまでの〇か月間）・勧誘員の氏名などを明記し、通知を出す日付と相手の住所・業者名・代表者と差出人の住所・氏名を書いて、内容証明郵便かハガキの場合は簡易書留で通知しましょう。また受け取った景品などがあれば返しましょう。



しかし、クーリングオフ期間を過ぎると特別な事情（遠くに引っ越すとか亡くなるなど）がない限り、基本的に解約は困難です。

最初に用件をきちんと聞き、景品や無料などの言葉に惑わされず、本当に読みたい新聞なのかよく考えましょう。長期にわたる契約やずっと先からの契約は特に慎重に対応しましょう。

\*景品の金額は、新聞公正競争規約によって、取引価格の100分の8または6か月分の購読料金の100分の8のどちらか低い金額までの範囲と決められています。

クーリングオフのために送った書類は、手元に控えを残しておきましょう



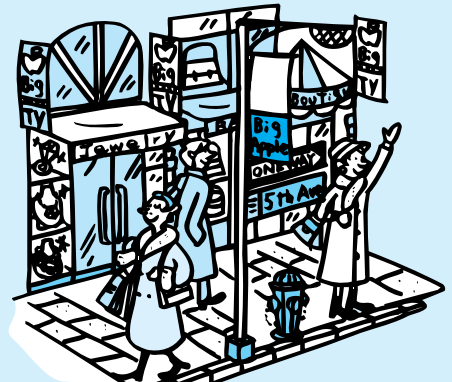
## 消費生活フェスタ開催

5月は消費者月間です。月間にあわせてフェスタを開催しますので、くらしの安心・安全について考える機会として、ぜひご来場ください。

**日時** 5月26日(土) 11時~15時

**会場** ビバシティ彦根 (彦根市竹ヶ鼻町)

**内容** 消費生活に関するパネル展示、クイズ、  
県警音楽隊による「振り込め詐欺防止ソング」演奏など



5月は消費者月間 今年のテーマ「安全・安心 いま新たなステージへ」

〒521-8501  
滋賀県米原市下多良三丁目3番地  
0749(52)6627  
0749(52)5195



発行日 平成24年5月10日(木)  
Eメール koho@city.maibara.lg.jp  
公式サイト http://www.city.maibara.lg.jp/